**内子町歴史観光交流拠点施設指定管理予定者**

**公募型プロポーザル実施要項**

**令和７年８月１日**

**内子町**

目　　次

１．募集の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．指定管理者が行う業務及び管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５．管理に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６．応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７．質問事項の受付・回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

８．現地説明会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

９．応募の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

10．選定方法及び選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

11．指定管理業務に係る協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

12．事業実施状況の監視等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

13．指定管理者募集スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

14．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

15．添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

16．問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

**１．募集の目的**

歴史観光交流施設の指定管理者を広く公募し、公正、公平かつ安定した管理運営と住民サービスの向上および経費の縮減について創意工夫ある提案を募集します。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び内子町歴史観光交流拠点施設条例（令和7年内子町条例第22号）第13条の規定により、指定管理者が施設の管理に関する業務を実施することとし、この要項の定めるところによりその指定管理者の募集を行います。

**２．施設の概要**

（１）名称：内子町歴史観光交流拠点施設

（２）所在地：内子町内子2009番地

（３）設置目的：歴史的風致形成建造物を保存活用することにより、交流人口の拡大を促進するとともに、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで、地域活性化に資するため。

（４）施設の規模等

　　　・用途：交流施設

　　　・規模：敷地面積　1,860.57㎡

　　　　　　延床面積　657.17㎡（７棟）

　　　・構造：木造１階建及び２階建

　　　・内容：①主屋180.22㎡（多目的室１及びテナント１を附帯　する。）

　　 ②下土間35.65㎡（チャレンジショップ１を附帯する。）

　 　 ③燃料蔵23.30㎡（チャレンジショップ２を附帯する。）

　　 ④米蔵136.99㎡（テナント２及び多目的室２を附帯する。）

　 　 ⑤客座敷182.37㎡（交流スペース１及び多目的室３を附帯する。）

　　 ⑥茶室35.34㎡（交流スペース２を附帯する。）

　　 ⑦駕籠蔵63.30㎡（交流スペース３を附帯する。）

　　 ⑧多目的広場兼駐車場（最大20台程度）

　　※④、⑤は令和８年度、⑥～⑧は令和９年度に完成する予定。

**３．指定管理者が行う業務及び管理の基準**

指定管理者が行う業務は「内子町歴史観光交流拠点施設条例」に沿ったものであり、主要な業務は次のとおりです。なお、具体的な内容及び管理の基準は、別紙１「内子町歴史観光交流拠点施設指定管理者業務仕様書」に記載しています。

（１）施設の運営に関する業務

（２）施設、設備等の清掃及び整とんを含むすべての保守点検及び管理に関する業務

（３）内子町の歴史及び文化の展示及び情報発信に関すること

（４）内子町産品等の展示、販売及び情報発信に関すること

（５）その他内子町の活性化に関すること

**４．指定期間**

　令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間を予定しており、町議会の議決を経て指定されます。なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務（本施設における自主事業を含む。）の全部又は一部の停止や指定の取り消しをすることがあります。

　なお、令和７年9月ごろから令和８年３月31日までは指定管理予定者とし、別に定める運営実証事業を行うこととします。

**５．管理に要する経費**

（１）指定管理料：予算の範囲内で指定管理料を指定管理者に支払う

（２）利用料金制：利用者等が支払う利用料金を収入とすることができる

（３）管理口座、区分経理：法人その他団体自体の口座とは別の口座で管理すること

（４）指定管理料に含まれる経費

　　　　①人件費

　　　　②施設を管理する上で必要な清掃費等

　　　　③指定管理業務を実施するために必要な消耗品費等

　　　　④設備・備品の保守点検に係る経費

　　　　⑤光熱水費及び通信費

　　※すべての施設整備が完了する令和10年３月31日までは運営実証期間とし、役割の明確化、支援体制・収益構造の確立を目指します。指定管理料については、運営実証の結果等を参考に、協議のうえ確定していく予定です。なお、令和７年度の運営実証事業業務の委託料は、上限10,000千円を予定しています。別紙２「令和7年度内子町歴史観光交流拠点施設運営実証事業委託業務仕様書」をご参照ください。

**６．応募資格**

　　応募者は、交流施設の管理運営業務に精通し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営ができ、法人、その他の団体とします。個人による応募はできません。又、法人、その他の団体の代表者が次の事項に該当する者は、応募することができません。

（１）後見人又は保佐人を必要とするなど法律行為を行う能力を有しない者。

（２）破産者で復権を得ない者。

 （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規程により、本町における入札の参加を制限されている者。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第

２２５号）に基づき再生又は再生手続きをしている法人。

（５）市町村税を完納していない法人及びその代表者。

**７．質問事項の受付・回答**

　募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

（１）受付期間：令和７年８月12日（火）午後５時まで

　（２）受付方法：質問書（様式２）に記入し、郵送、電子メールで提出

　（３）回答方法：令和７年８月15日（金）以降に質問及び回答をホームページに掲出する予定です。

**８．現地説明会の実施**

　現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、令和７年８月12日（火）午後５時までに、現地説明会参加申込書（様式３）に必要事項を記載のうえ、郵送または電子メールでご連絡ください。

　（１）開催日時：令和７年８月19日（火）予定

　（２）開催場所：内子町歴観光交流拠点施設

　（３）提出先等：「11.問い合わせ」をご参照ください。

**９．応募の手続き**

 　応募する場合は、下記期間までに、（２）に示す書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることや、事前にヒアリングを実施する場合があります。

（１）申請期間及び提出場所

　　　　①提出期限

 　　申請書等の提出期限は令和７年９月17日（水）午後５時までとし、土・日曜日、国民の休日等を除いた役場開庁時間内に受け付けます。

　　　　　書類は郵送または持参で提出してください。ただし郵送の場合は簡易書留郵便等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限の日までに到着したものを有効とします。

 　　②提出場所

 　　「11.問い合わせ」をご参照ください。

（２）提出書類

 　　①指定管理者指定申請書（様式１）

 　　②応募資格がある旨の誓約書（任意様式）

 　　③事業計画書（任意様式）

 　　ア．指定管理者としての基本姿勢を記載してください。

 　　イ．施設の管理運営に関する基本方針及び経費の内容等を記載してください。

　　　　④収支計画書（任意様式）

 　　施設の管理運営に係る指定期間内の年度ごとの収支計画を記載してください。

⑤団体に関する書類

　　　　　ア．定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

　　　　　イ．法人又は団体の概要を示す書類（事務所所在地・資本金・従業員数・経営理念・方針、事業内容等）

 　　ウ．法人登記事項証明書（法人以外の団体の場合は、会則又は役員名簿等）

　　　　　エ．直近の事業年度分の財務書類（貸借対照表・損益計算書等）

　　　　　オ．最近１年間の法人又は団体の市区町村税の納税証明書並びにその代表者の市区町村税の納税証明書

 　　　※内子町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

　　　　　　　　申請者は、正副各１部を提出してください。なお、官公署発行の証明書等はコピーの提出を可とします。

 　　 カ．申立書

 　　 キ．（参考）同種施設の管理実績を記載した書類

　　　　⑥プレゼンテーション用説明資料

　　　　　パワーポイントの使用は可能としますが、提出資料に掲載のない事項や写真を用いてのプレゼンテーションは禁止とするのでご注意ください。

（３）費用の負担

　　　　応募に要する費用は、応募者の負担とします。

（４）応募に関する留意事項

　　　　①提出書類の変更の禁止

 　　提出された書類は、軽微な修正を除き、内容を変更することができません。

　　　　②提出書類の取扱

 　　ア．提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

　　　　　イ．提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、内子町は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

 　　ウ．提出書類は、個人に関する情報等を除き公開されることがあります。

　　　　③応募の辞退

　　　　　応募書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（様式４）を提出してください。

　　　　④虚偽の記載をした場合の失格

 　　応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

**10．選定方法及び選定基準**

（1）選定方法

　指定管理者の選定にあたっては、内子町指定管理者選定委員会が、応募者から提出さ　　れた書類等について次の選定基準により審査等を行い、委員会の会議で指定管理予定候補者及び次点者を選定します。

（2）選定基準

　　指定管理者の候補者を選定する際は次の基準に照らし、公平かつ適正に審査し、選定します。

　　①施設設置の目的が達成できること。

 ②利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

 ③関係法令及び条例等の規定を遵守し、適切な管理ができること。

④施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるも　　　のであること。

 ⑤施設の管理を的確に安定して行うことのできる人的構成及び財産的基礎を有してい　　　ること。

（3）評価項目等

　　①評価項目・評価内容

　評価項目等は別紙３「内子町歴史観光交流拠点施設指定管理予定者公募型プロポーザル評価基準」のとおりです。応募団体から提出された書類とプレゼンテーションについて、評価項目ごとに審査を行い、それらを合計した総合点数の最も高い応募団体を選定します。なお、応募団体が１者であっても審査を実施し、審査結果が60点に満たない場合は候補者として選定しません。

　　②配点

　　　配点は別紙３「内子町歴史観光交流拠点施設指定管理予定者公募型プロポーザル評価基準」の右欄、配点のとおりです。

**11．指定管理業務に係る協定の締結**

　(1) 指定管理者の指定の後に、町と指定管理者は、指定管理業務に関する基準、事業報告　　に関する事項その他指定管理期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

 (2) 協定の締結にあたり必要な事項については、町と指定管理者が協議の上定めることとします。また、指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、　　協定を締結しないことがあります。

 ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

　　②財政状況の悪化により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

　　③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

**12．事業実施状況の監視等**

 (1) 町は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するた　　め、次のとおりモニタリングを実施します。

 ①定期報告

交流施設に係る指定管理業務の管理状況やその他特記すべき事項について、毎月（翌月の10日まで）及び毎年度（年度終了後60日以内）業務報告を作成し、提出していただきます。

 ②状況確認

町は、随時に指定管理者の状況について、現地での確認等を行います。

 また、利用者からの意見を聴取することを予定しております。

 (2) 内子町監査委員が町の事務を監査するにあたり必要があると認める場合には、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

 (3) 指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、町が求める内容を満たしていないと判断した場合は、改善措置を講ずるための指導を行います。

 これを持って改善の見込みがない場合は、業務の停止や指定の取り消しを行うことがあります。

**13．指定管理者募集から予定者選定までのスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 1.公募開始（町ＨＰの公開） | 令和７年８月１日（金） |
| 2.質問書の締切 | 令和７年８月12日（火）午後５時まで |
| 3.質問書に対する回答 | 令和７年８月15日（金）※町HPに掲載 |
| 4.現地説明会 | 令和７年８月19日（火）予定 |
| 5.申請書・事業計画書等の提出期限 | 令和７年９月17日（水）午後５時まで |
| 6.プレゼンテーション審査 | 令和７年９月22日～26日で調整中 |
| 7.審査結果通知 | 令和７年９月下旬 |
| 8.指定管理予定者との協議 | 令和７年９月下旬 |
| 9.同予定者との覚書交換・委託業務契約 | 令和７年９月下旬～10月上旬 |
| 10.指定管理者の指定の議決 | 令和７年度12月議会または３月議会（予定） |
| 11.協定の締結 | 令和８年３月頃 |
| 12.指定管理者としての管理運営開始 | 令和８年４月１日～ |

※上記スケジュールは予定のため、日程については前後する場合があります。

※プレゼンテーション審査の日程等については決定次第、応募者に通知します。

**14．その他**

（１）指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速や

　　　かに町に報告しなければなりません。その場合の措置は、次のとおりです。

 　 ①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

 　指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

 　　この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、町は指定管理者の指定を取り消しすることができるものとします。

 　 ②指定が取り消された場合の賠償

 　　①により指定管理者の指定が取り消された場合、町に生じた損害は、指定管理者が　　　賠償しなければなりません。

 　 ③不可抗力等による場合

 　不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者は指定管理業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、町は指定管理者の指定を取り消しすることができるものとします。

（２）業務の引継

 　　 指定期間の満了又は指定の取り消しにより次期指定管理者等に指定管理業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力していただきます。なお、引き継ぎに係る経費については、指定管理者の負担とします。

（３）その他の協議事項

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、町及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

**15．添付資料**

（１）内子町歴史観光交流拠点施設条例

（２）別紙１「内子町歴史観光交流拠点施設指定管理者業務仕様書」

（３）別紙２「内子町歴史観光交流拠点施設運営実証事業委託業務仕様書」

（４）別紙３「内子町歴史観光交流拠点施設指定管理予定者公募型プロポーザル評価基準」

（５）施設平面図

（６）申請関係様式１～４

**16．問い合わせ**

　　内子町役場　町並・地域振興課　歴史まちづくり係

　　〒791―3392　愛媛県喜多郡内子町内子1515番地

　　電話：0893－44－2118

　　メールアドレス：＠town.uchiko.ehime.jp

　　※土日祝日の対応は除く

　　※受付時間は午前９時～午後５時